

議案第 9 7 号

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正が平成 2 6 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例(平成6年大口町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第10条関係)

区分	単位	金額
会議室	1時間	410円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新		
別表（第 10 条関係）		
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
<u>会議室</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 1 0 円</u>

旧		
別表（第 10 条関係）		
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
<u>テント</u>	<u>1 張 1 回（1 泊分）</u>	<u>2 0 0 円</u>
<u>会議室</u>	<u>1 時間</u>	<u>4 0 0 円</u>

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町野外活動施設の使用料について改正をするものです。

併せて、別表の内容を精査し、記載内容等の整理を行います。

2 改正の概要

(1) 利用料金関係

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町野外活動施設の使用料について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

(2) 記載内容等の整理

別表の精査を行い、過去の利用実績からテントについては無料で貸し出すこととしたため、項目を削ります。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。